

令和5年度事業計画書

令和4年度は、コロナ感染症の第8波が猛威を振るうなど収束するには至らなかったものの、ウィズコロナの下、社会経済活動の正常化が進みつつあり、サービス消費を中心に回復基調に向かって動き出しており、令和5年度もその動きは加速するものと予想される。

一方でウクライナ情勢を背景とした国際的な燃料価格上昇や原材料不足に加え、円安の影響などから、食料品等の物価上昇が続き、世界的な景気後退への懸念が高まっている。

長期化する燃料価格高騰のための政府の緊急対策措置も効果の実感がなく、トラック事業者は極めて厳しい経営環境となっている。そのため当県トラック協会としては、長野県及び県内市町村に対して粘り強く燃料価格高騰に関する支援要望を行った。その結果、長野県からは、エコタイヤ導入助成及び荷主側への広報・啓発活動に関する支援、また、県内23の市町村からはそれぞれ地方創生臨時交付金を活用した支援を受けることができた。

当県トラック協会の事業では、トラックドライバー・コンテスト、トラックの日のイベント、省エネ安全運転研修会、賀詞交歓会、荷主セミナーなど一部縮小した部分もあったが計画した多くの事業を開催することができた。

令和5年の経済状況は全体として回復基調にあるという見方が一般的ではあるが、トラック業界としては、なんと言っても価格転嫁を含めた適正な運賃収受を推進し、同時に2024年問題や令和4年12月に告示された改正改善基準告示に適切に対応することが喫緊の課題である。また、いかなる状況であろうともトラック業界は、エッセンシャルワーカーとして国民生活に不可欠な物流を維持することが社会から強く求められる期待を担っている。

こうした経緯から、令和5年度は引き続き全日本トラック協会、関係行政機関等と連携しながら以下の事業を重点として取り組むこととする。

1. 輸送の安全、労働安全衛生、交通安全

輸送の安全、労働安全衛生、交通安全はトラック運送業界の本分であり、一層の

効果を上げるため、行政及び共通の目標を掲げる長野県トラック交通共済協同組合、陸災防長野県支部、長野県高速道路交通安全協議会と連携し積極的に事故防止に取り組むこととする。また、飲酒運転根絶のためあらゆる機会を通じて鋭意取り組むこととする。

2. 改正改善基準告示の周知並びに2024年問題への適切な対応

令和6年4月1日施行となる改正改善基準告示並びに長時間労働の是正及び取引環境の改善等の「2024年問題」に適切に対応するため、会員への周知徹底を図るとともに、荷主や一般消費者等に対しても理解促進を図る必要があることから、引き続き行政機関等と連携し、幅広く広報・啓発活動を展開する。

3. 燃料価格高騰に関する対策及び標準的な運賃の推進

事業継続に必要な適正運賃の収受は当業界にとっては最重要課題となっている。そのために「標準的な運賃」を一層推進するとともに、燃料サーチャージの導入ほかエネルギーコスト上昇分が適正に運賃に転嫁され、高速道路料金、附带作業料・待機時間料などが適切に収受されるよう今後も関係行政機関等と連携し荷主及び一般消費者に対して理解促進を図る。また、燃料価格上昇の緩和措置として、引き続き地方創生臨時交付金の継続について政府与党及び行政機関に対して要望する。

また、令和2年4月に告示された「標準的な運賃」は「荷主対策の深度化」とともに改正貨物自動車運送事業法の柱であるが、令和5年度末までの時限措置ということから、期限延長に向け働きかける。

4. Gマーク認定の推進

輸送の安全確保は最優先であり「事業用自動車総合安全プラン2025」の目標達成に向けて各種取り組みを推進する。そのためにも安全性優良事業所(Gマーク)の認定取得率について、協会として推進することと併せ外部機関の協力を活用しながら認定取得率を向上させ、もって会員全体の安全輸送のレベルアップを図り、県民への認知度向上を推進する。

これらと併せて、協会事業を充実させ、会員の負託に応える施策を推進するとともに、社会との共生と業界の活性化に向けて、全日本トラック協会と緊密な連携のもと、下記事項を重点に諸活動を推進する。

[事業項目]

1. 改正改善基準告示の周知並びに「2024年問題」への適切な対応
2. 標準的な運賃の推進
3. 交通安全対策及び環境対策の推進
4. 適正化事業及びGマーク事業所の認定推進
5. 新型コロナウイルス対策の取り組み
6. 効果的な補助事業の推進
7. 規制・税制に関する要望等の展開
8. 広報活動の推進
9. 組織強化の取り組み

[事業内容]

1. 改正改善基準告示の周知並びに「2024年問題」への適切な対応
 - ・以前から決定していた運転者の時間外労働時間 960 時間の上限規制が罰則付きで適用になる 2024 年問題に併せて、令和 4 年 12 月 23 日に告示された改正改善基準告示は令和 6 年 4 月 1 日施行となる。
働き方改革関連法からの運転者の労働環境を改善するための改正ではあるが、多くのトラック事業者の運行実態とかけ離れており、今後の体制構築には荷主を含めて荷待ち時間の短縮や輸送効率の向上など商慣習を見直す必要がある。
そのため、運送事業者への説明会の開催やリーフレットの配布などにより理解を深めるとともに荷主側へも理解と協力を求める必要があるため、改正改善基準告示の広報・啓発活動を積極的に行うこととする。
 - ・令和 5 年 4 月からの月 60 時間超え時間外割増率 50% の中小事業者への適用について、幅広く周知徹底を図る。
 - ・高速道路の利用は、交通安全対策、環境対策とも関連するが、運転者の労働時間と深く関わるもので、大口・多頻度の実質 50% への拡充、深夜割引の拡充に向けて関係機関に積極的に要望を行う。
また、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するためミッシングリンクの解消などについても要望活動を行う。
 - ・SA・PA、道の駅における駐車スペース、休憩・休息施設は労働関係法令の遵守及び労働環境改善のために重要であり、引き続き国に要望活動を行う。

- ・労働力不足に対応するため、引き続き「免許取得促進助成」、「初任運転者講習受講助成」、「ドライバー等安全教育訓練促進助成」、「運転者適性診断助成」等を実施するとともに、人材確保セミナーの開催、対外的な広報活動やPR方策などを積極的に取り組み労働力確保に努める。

- ・「ホワイト物流」推進運動や輸送品目別ガイドラインについて、荷主や運送業界に周知・普及促進を図り、生産性向上に向けた取り組みに対して積極的な対応を図る。
また、「働きやすい職場認証制度」を推進し、引き続き助成を行うことやパレット化の促進及び規格統一化等について積極的に取り組む。

- ・「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」や啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図るとともに、過労死等予防対策の普及・促進を図る。
また、メンタルヘルス対策強化について普及・啓発を図る。

- ・安全衛生管理の徹底と「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る。

- ・トラック運送が社会生活や経済に不可欠な「エッセンシャル事業」であることを更に広く認知されるように啓蒙に努める。また、トラックドライバーの不当な差別や偏見に対しては適時適切に対応する。

- ・当面する労働諸問題について、物流政策懇談会を開催し、行政、労働組合との意見交換を行う。

- ・高等学校等に対し、業界の理解促進及び会員の求人情報等を提供するなど、高校生等に対する業界への採用促進を図る。

- ・女性ドライバーの雇用促進に向けた働き方や荷役機械の導入等による省力化の推進など、女性が働きやすい職場環境の改善について検討する。また、女性部会の設立に向け検討する。

2. 標準的な運賃の推進

- ・「標準的な運賃」にかかる国への運賃変更届出については、当協会会員の届出率も徐々に上がってきてはいるものの、未だに全国平均に至らない状況である。

当該制度は令和5年度末までの時限措置であり、業界全体の姿勢を示す意味からも届出提出が必要であり、前年に引き続き会員個々に提出を促すよう努める。

- ・地区輸送協議会・地区トラック協会の研修会等を通じて、地区の会員に届出を促すように努める。

- ・荷主関係者に対して、標準的な運賃への広報・周知活動を行い理解醸成を図る。

- ・国会議員や県会議員に対して、当該制度と荷主企業側への働きかけを要望する。

3. 交通安全対策及び環境対策の推進

(1)交通安全対策

- ・事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を「事業用自動車総合安全プラン2025」の目標値を実現するため、制限速度の厳守、過積載及び過労運転防止の徹底、車両点検整備の励行等更なる事故防止対策を推進する。

- ・飲酒運転については、運送事業の根幹に関わり業界全体の信用失墜に繋がるものであるが、令和4年には長野県在籍の営業用トラックの飲酒運転事故が複数回あったことから、再発防止に向けてあらゆる機会を通じて周知徹底を図るとともに効果的な広報を行う。また、アルコールチェッカーの導入について助成金を拡充するなど飲酒運転根絶に向けて鋭意取り組む。

- ・また、危険運転や妨害運転（あおり運転）の防止、信号機のない横断歩道での歩行者優先（一時停止）の徹底などプロドライバーとしての安全運転意識の醸成を図る。

- ・車輪脱落事故が増加傾向にあることから、「ホイール・ナットの増し締めキャンペーン」や省エネ安全運転研修会を通じて車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。

- ・また、新たにタイヤ交換後の増し締めのための「トルクレンチ導入促進助成金」を設け、同事故の防止を徹底する。

- ・近年の異常気象による集中豪雨や大雪等に伴う道路状況の急激な変化について、早期の情報提供を行い、運行の可否や運行経路の見直しに活用し事故防止を図る。

- ・運行管理の高度化への対応として、情報通信技術（ICT）の進展に合わせ、運行管理における安全性の向上、労働環境の改善等に資するIT点呼、遠隔点呼、AIロボット等を活用した自動点呼の普及促進に取り組み、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等の導入を支援する。

- ・事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針の強化に対応するため、ドライバー教育テキストを活用したトラックドライバーの初任運転者教育等について、実施体制等を強化し、交通事故防止の実効性向上を図る。

- ・「正しい運転・明るい輸送運動」及び「プロドライバー事故防止コンクール」の実施、交通安全運動への積極的参加等により、事故防止意識の高揚と輸送の安全確保に努める。

- ・安全意識及び運転技能の向上を図るために「トラックドライバー・コンテスト」を実施する。

- ・交通事故実態に即した事故防止関係のセミナーの開催、省エネ安全運転研修会などを開催し、効果的な交通事故防止対策を展開する。

- ・運転者の運転中の体調急変による事故防止のため、健康診断と脳検診を通じて健康管理の徹底を図る。

- ・各種交通安全運動期間中には、営業所に懸垂幕を掲示するとともに、車両の前

面に「交通安全運動実施中」の横断幕を取付けて運行することにより、ドライバー等の安全意識の高揚を図る。

- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部、長野県トラック交通共済協同組合、長野県高速道路交通安全協議会との連携を強化し、安全運転講習会を開催する等交通事故防止、労災事故防止対策を推進する。

- ・長野県警察本部や県内の高齢者クラブに腕章式反射テープ等を寄贈し、高齢者の事故防止を図る。

(2)環境対策

- ・環境基本行動計画「環境ビジョン 2030」を踏まえ、アイドリングストップの徹底、エコドライブ及び先進環境対応車の導入の促進、実車率及び積載率の向上や車両の大型化等輸送の効率化など脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進する。

- ・「環境ビジョン 2030」の行動メニューと SDGs の関連性の理解促進を図りつつ、SDGs 達成に向けた取り組みを推進する。

- ・環境に配慮した経営を確保するため、グリーン経営認証制度等の普及を図る。

- ・排出ガスの削減等環境対策に資するとともに、コスト削減、安全運転の実効をあげるため、省エネ安全運転研修会を開催する。

- ・環境対応車である天然ガス及びハイブリッドトラック等の導入を促進する。

- ・燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計など EMS 機器等の導入のための補助事業を促進する。また、エアヒーター、バッテリー式冷暖房装置等支援機器導入のための補助事業も継続実施する。

- ・新・総合物流施策大綱に基づく物流 DX 及び物流標準化の推進のため、関係行政機関や関係団体等と連携し、パレット化の促進及び規格統一化等の検討を進め、生産性向上に努める。

4. 適正化事業及びGマーク事業所の認定推進

- ・巡回指導、新規事業者、総合評価が低い事業者など指導の必要性が高い事業者を念頭に、優先度に応じた指導内容及び巡回頻度で行い、法令遵守の徹底について効果的・効率的に推進する。

- ・関係行政機関と連携し、新規参入事業者に対する新規巡回指導及び悪質性の高い違反項目に係る速報制度並びに乗務時間等告示違反事業所に対する労基特別巡回指導等への的確な対応を図る。

- ・適正化事業の中立性と透明性の確立を推進するため、外部委員による適正化事業実施機関評議委員会を開催する。

- ・巡回指導等を通じて、社会保険、労災保険等未加入事業者に対し、社会保険制度

に関する周知を図るとともに、加入の徹底を的確に指導する。

- ・公正な事業活動を確保するため、過労運転、過積載運行、名義貸し、白トラ等の輸送秩序を阻害する行為の防止対策を積極的に推進するとともに、関係行政機関との連携を一層密にして違法行為の排除に努める。

- ・トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画の内容について、会員事業者及び荷主へ更なる理解促進を図る。

- ・運輸安全マネジメント評価制度について周知するとともに、一層の定着と取り組みの深度化、高度化を推進する。

- ・安全性優良事業所（G マーク）の認定取得率を向上させるため、新規認定取得会員の増加に向けて更に積極的に取り組む。

未取得事業所に広く申請を促し、個別にサポートすることに加え外部機関の協力も活用しながら積極的に新規認定取得を推進する。また、G マーク認定事業者に対して補助事業の中で新たなインセンティブを付与する。

- ・G マークについては、今年から6回目の更新に該当する場合は、G マークがゴールドとなるが、該当する事業者には遺漏なく案内し更新申請を促進する。

- ・前年に引き続き「G マークデザイントラック」（ラッピングトラック）を導入、走行させて、一般消費者や荷主等に対し G マークの安全優位性について啓発を行うなど、G マーク事業所の利用促進を図る。また、G マーク事業所を新聞に掲載し、県民に G マークの認知度を上げる。

- ・G マークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

5. 新型コロナウイルス対策の取り組み

新型コロナウイルスの感染症は収束したものではないが、行動制限が緩和され生活様式がコロナ発生前に戻りつつある中で、トラック協会としての事業も行政の対策に沿って対応することになるが、引き続き感染防止に配慮し進めることとする。

6. 効果的な補助事業の推進

長期化する燃料価格高騰や2024問題の厳しい環境の中にあって、安定した事業経営とエッセンシャル事業を継続する社会的責任を果たすための一助として次の助成事業を行い、支援体制の強化を図ることとする。

なお、令和4年度に予定した補助事業の内、実績が低い補助事業や補助として適さなくなった次の補助事業は、令和5年度は廃止する。

(廃止する補助事業)

- ・新型コロナウイルス対策（実績なし）

(令和5年度に実施する補助事業)

【重点助成事業】

- ・安全装置等導入促進助成 (携帯型アルコール検知器の助成を増額) (補助対象機器・型式を追加)
- ・環境対応車導入促進助成
- ・脳MRI等検診受診助成
- ・EMS機器等導入促進助成 (Gマーク認定事業所にインセンティブ付与) (車載器の更新等による再装着も補助対象)

【一般助成事業】

- ・運転者適性診断費助成
- ・運行管理者講習・整備管理者研修費助成
- ・点呼支援機器導入促進助成 (Gマーク認定事業所にインセンティブ付与)
- ・睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成 (指定医療機関を追加)
- ・運転記録証明書取得助成
- ・ドライブレコーダ機器導入促進助成 (簡易型の機種を追加)
- ・ドライバー等安全教育訓練促進助成
- ・アルコール検知器導入助成 (一会員当たりの上限金額100,000円の制限を解除)
- ・トルクレンチ導入促進助成 (新設)
- ・一般定期健康診断等受診費用助成
- ・初任運転者講習受講助成
- ・血圧計導入促進助成
- ・アイドリングストップ支援機器導入促進助成 (全ト協の予算額が超過した場合は、県ト協が負担)
- ・働きやすい職場認証制度助成 (経過措置、上位認証取得、金額を変更)
- ・交通環境改善事業認証取得助成
- ・信用保証協会保証料助成
- ・免許取得促進助成 (若年ドライバーの確保のための特例教習費を追加)
- ・フォークリフト運転技能講習費助成
- ・経営診断受診促進事業助成
- ・中小企業大学校講座受講促進助成
- ・インターンシップ導入促進支援事業助成
- ・自家用燃料供給施設整備支援事業助成
- ・緊急物資輸送燃料備蓄事業助成
- ・近代化基金融資利子補給助成

7. 規制・税制に関する要望等の展開

・自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現に向けて、県選出国會議員、長野県議会等に要望活動を行う。

・労働対策にも記述したとおり、大口・多頻度の実質50%への拡充、深夜割引などの更なる割引制度の拡充に向けて関係機関に積極的に要望活動を展開する。

・軽油引取税は、一般財源化により本来国民が公平に負担すべきであるにもかかわらず、「当分の間税率」と名前を変えてトラック運送事業者が負担を強いられており、税負担の公平の原則に著しく反しているため、軽油引取税の旧暫定税率の廃止

に向けて、政府与党等に対し要望・陳情活動を積極的に展開する。

8. 広報活動の推進

・トラック業界の厳しい現状を訴え、価格転嫁や「標準的な運賃」などに理解を求めるために、前年度、長野県からの支援を活用して実施した荷主向け広報・啓発活動について、引き続き展開する。

また、改正改善基準告示について、荷主側に広報活動を行う。

・営業用トラックと自家用トラックの違いが未だに一般国民に浸透しきれていないことから、解りやすいトラックの仕組みなどについて広報の形を検討し進める。

・トラック輸送についての正しい理解の促進を図り、トラック運送事業の社会的地位の向上に資するため、各地域において地域密着型の「トラックの日」のイベントを開催するとともに、報道機関を活用した広報活動を展開する。

・安全性評価事業（Gマーク制度）及び引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の普及促進に向けて、各種メディアへのPR活動を展開する。

・Gマーク制度の認知度向上のため、全日本トラック協会主導で「Gマークラッピングトラック」を導入してきたが、長野県トラック協会としても引き続き「Gマークデザイントラック」を導入し、PR活動を高める。

・労働力確保及び業界イメージ向上のため、引き続きテレビ・ラジオによるPR活動を展開する。

・荷主ニーズの把握と意見交換等による意志疎通を図るため、荷主向け物流セミナーを開催する。

・引越繁忙期において、サービスレベルや輸送品質を保持するため、分散引越の周知活動を推進する。

9. 組織強化の取り組み

・各地区輸送協議会(各地区トラック協会)とは引き続き連携・協調して円滑な協会活動に取り組む。

・協会活動を活性化するため、会員の積極的な参加を求める活動を推進するとともに、広く未加入事業者の協会加入促進を図り、組織力の強化に努める。

・事業後継者並びに青年経営者を育成するため、青年部において実務に即した研修事業を実施する等一層の充実を図る。

・業界での女性の活躍を推進するため、女性経営者等を構成員とする女性部会の設立について検討する。

・陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部、長野県トラック交通共済協同組

合と連携して、協会事業の効率化を推進し、関係団体と共々事業の発展を図り、会員事業者の利便に供する。

- ・これまでの大規模災害及び令和元年の台風 19 号災害対応等を踏まえた緊急物資輸送体制の充実を図るとともに、令和 2 年締結した「家畜伝染病発生時における防疫資材の緊急輸送に係る協定」についても体制を構築し、トラック事業の社会的責任を果たす。

- ・大規模災害時等における緊急輸送車両の燃料供給を確保するため、トラック運送事業者の自家用スタンドを活用した給油ネットワークの整備を推進する。

- ・長野県総合防災訓練に参加し、大規模災害発生時の緊急支援物資輸送対応の整備を推進する。また、会員事業者やトラック協会役職員等を対象とする研修を開催し専門家の育成に努めるとともに長野県との連携の充実を図る。

- ・引越事業者優良認定制度の普及促進を図るとともに、一般消費者の認知度を向上させるための積極的な周知活動を行う。また、引き続き引越講習（基本講習、管理者講習）を開催し、法令等の周知徹底を図る。また、引越し繁忙期の周知を図る。